

こどもの居場所づくり に関する指針

【要旨】

高山市 子育て支援課



こどもの居場所づくり に関する指針って？

R5.12.22閣議決定

こどもの居場所づくりに関する
基本的な視点などについて、**国として**
の考え方を整理して示したもの

「こども家庭審議会」「こどもの居場所部会」の
議論や当事者の意見聴取などを経て策定された

居場所づくりに**直接携わる者は勿論、自治体、
学校、地域住民などは指針の内容を理解し、
十分に踏まえてこどもの居場所づくりを
進めることが期待される**

I はじめに

II 基本的事項

III 基本的な視点

IV 関係する者の役割

V 推進体制など



こども(全ての人)が生きていく上で**居場所は不可欠**

こどもは家庭を基盤に、地域や学校など安全・安心な環境で、様々な大人やこども同士の**関わり**のなかで**成長**する

地域力の低下

- ▶地域のつながりの希薄化、少子化により、**地域の中でこどもが育つことが困難**
- ▶子育て家庭の**孤立化**が懸念

社会環境の変化

- ▶空き地や路地裏、駄菓子屋など**居場所が減少**
- ▶禁止事項の多い公園
- ▶塾やクラブなど多忙化

課題の複雑化

- ▶児童虐待、不登校、いじめ、自殺の増加など**こどもを取り巻く環境が悪化**
- ▶居場所を持ちにくく、失い易い

価値観の多様化

- ▶価値観が多様化し、多様な価値観を受け入れる文化の広がりにより、**多様な居場所のニーズ**が増加

こどもの居場所づくりの緊急性と重要性が増す

我が国の各地域では、地域のニーズや特性を踏まえた、多種多様な居場所づくりが実践されている

- ▶従来からの枠組みでは十分拾い切れていなかったニーズに対応した取組みが増加
- ▶各地域での居場所づくりの一層の推進が必要
- ▶国として、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示す必要



I はじめに

理念

こども
まんなか
の居場所
づくり

全てのこども・若者が

○安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つ

○様々な学びや、社会で生き抜く力が得られる多様な体験活動や遊びの機会を得る

○身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態(well-being)で成長

○こどもが本来持っている主体性や創造性を十分発揮し社会で活躍

well-being(ウェルビーイング)とは、身体的のみでなく、精神的、社会的にも良好(well)で満たされている状態(being)、広い意味の幸福のこと

I はじめに

II 基本的事項

III 基本的な視点

IV 関係する者の役割

V 推進体制など



定義

こどもの居場所とは

- 物理的な場所だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間などを含む多様な「場」
- こども・若者本人が、そこを居場所と感ずるかどうかが（主観的な概念）
- 居場所へ行くかどうか、どう過ごすか、その場をどうしていきたいかなど、自ら決め、行動するなどこども・若者の主体性が大切

○個人的であり、変化しやすい

- ▶ある子どもにとっての居場所が、他の子どもの居場所になるとは限らない
- ▶昨日までの居場所が、今日は居場所と感じられないこともある
- ▶成長発達により求める居場所が変わる

○立地や地域性、 技術進歩などの影響を受ける

- ▶小学校の通学路に面している、古くから住む住民や高齢者が多い地区にあるなど、地域性に大きく影響を受ける
- ▶SNSやオンライン空間が居場所となったように、今後も増える可能性がある

○人の関係性の影響を受ける

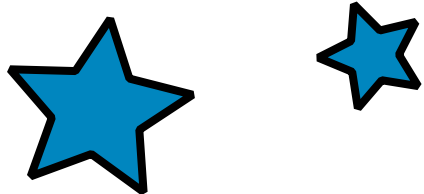
- ▶他者に受容されたり交流するなど、居場所と感じるには人との関係性が大きい
- ▶誰とも交流せず、自分一人でいられる場を居場所とすることもある
- ▶セーフティネットとして機能

○目的によっては性質が変化する

- ▶就労・自立支援の現場など、何らかする場合は、期待された行為ができない場合には、居場所となりにくい
- ▶特定の行為がなく、ありのままで受入れられる場合は、居場所になりやすい

○学校が居場所になることが多い

- ▶単に学びの場でなく、一日の大半を安全・安心に過ごしながら他者と関わりながら育つ、大切な居場所のひとつ
- ▶不登校のこどもは、学習の機会のほか、居場所としての利用も妨げられている
- ▶学びたい時に学べる環境を整え、様々な背景やニーズのあるこどもを含む皆が、安心して過ごせる場所にする必要がある



○支援の相互作用がある

- ▶こども若者が居場所づくりに参画したり、支援に関わると自身の成長や自らの居場所の確保にもつながる
- ▶支援を受けていたこども・若者が、支援する側に回ることもある

○地域づくりにつながる

- ▶こども若者以外の居場所の担い手にとっても、自らの居場所となり、新たな交流やつながりを得る場として機能する
- ▶地域に根差した取組みにより、地域そのものが安全・安心な居場所となる

II 基本的事項

心得

○**当事者の視点で、声を聴きながら居場所づくりをすすめる**

- ▶こども若者が居場所であるかどうかを決める一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行われるため、両者には隔たりが生じる可能性がある
- ▶隔たりを認識し、こども若者の視点に立ち、当事者の声を聴きつつ居場所づくりを進めることが重要となる

○**幅広い大人が、居場所を担うことができるという自覚を持つ**

- ▶こどもの居場所となることを直接の目的としなくても、結果としてこどもの居場所となる場合が多く存在する（教育を目的とする学校など）
- ▶教育や福祉、医療などに関わる大人が目の中のこども若者の居場所の担い手となり得るとの自覚が大切である

○居場所の目的、対象者へのアプローチ方法は多様だが、様々な特性やニーズをもつこども若者が、身近な地域において、それぞれの**ライフステージに応じた居場所を切れ目なく持てるようにすることが重要**

○地域におけるこども若者のニーズを踏まえた、**多様な居場所づくりを推進**

○対象とする居場所の範囲

居場所を目的として
つくられた場や活動

結果として居場所と
なっている場や活動

- ▶こども若者が過ごす場所や時間、人との関係性全てが居場所になり得る
- ▶学校のほか、塾や習い事、SNSやオンラインゲーム、ショッピングセンターなども居場所となり得る

○対象とするこども若者の年齢の範囲

学童期(小学生)

思春期

(中学生から概ね18歳未満)

青年期

(概ね18歳以上、概ね30歳未満)

- ▶こどもは年齢で区切らず「心身の発達過程にある者」を指す
- ▶こどもと若者は重なる部分があり、いずれも居場所を必要とするが、必要性の強弱や提供されるべき機能は異なる

I はじめに

II 基本的事項

III 基本的な視点

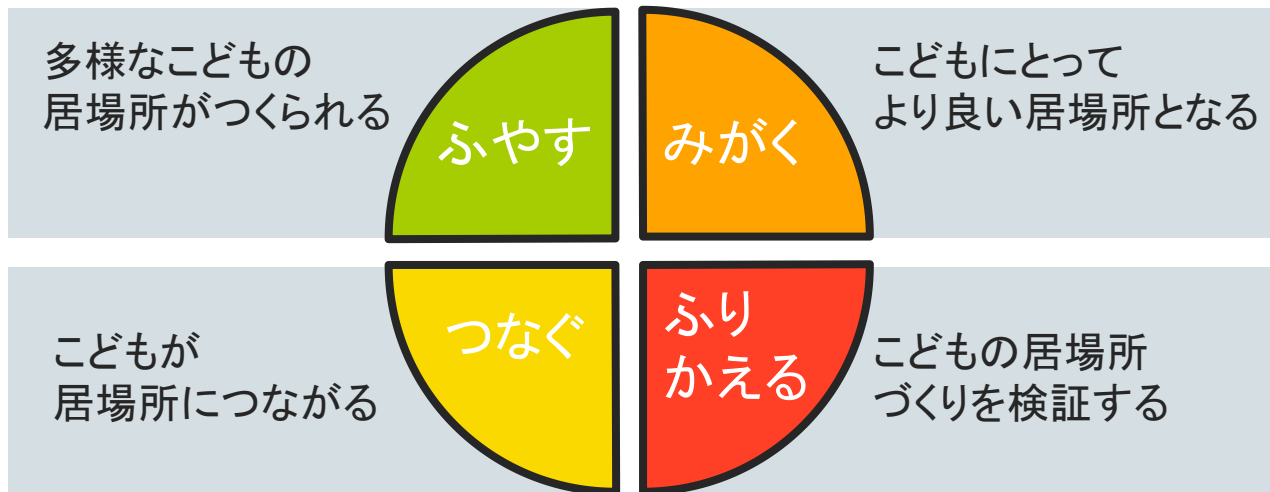
IV 関係する者の役割

V 推進体制など



4つの基本的な視点

目指す姿の実現に向けては、次の4つの**視点**が重要



※各視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、循環的に作用する

各視点に共通する事項

4つの視点	各視点に共通する事項		
ふやす	こどもと ともにつくる こども若者の声を聴き、「行きたい」「居たい」「やってみたい」というニーズに応じ、当事者の視点に立って、居場所づくりを進める	こどもの 権利擁護 こども基本法などに関わる大人がこどもの権利を守り、こども自身がそれらの権利を学ぶ機会を設ける	官民の 連携・協働 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組む 民：全体・一般的 官：個別・専門的
つなぐ			
みがく			
ふりかえる			

～多様なこどもの居場所がつくられる～

① 居場所に関する実態把握

地域の居場所の**現状や課題の把握**、地域で暮らす子ども若者の居場所の有無など**ニーズの把握**

② 既存の地域資源を活かした居場所づくり

児童センターや図書館、子供会、学校など**既存の地域資源を柔軟に活用**した居場所づくり

③ 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成

支援制度や相談窓口の提供、関係者のネットワークづくりなど、**担い手への多面的なサポート**

④ 持続可能な居場所づくり

居場所を**維持・継続**するための人的・物的・経済的支援、ノウハウの提供、人材の確保育成

⑤ 災害時におけるこどもの居場所づくり

避難所における遊び場や学習スペースの設置など、**災害時**におけるこどもの居場所の確保

～こどもが居場所につながる～

①こどもが見つけやすい居場所づくり

居場所の情報をまとめ、マップやポータルサイトに掲載、検索できるようにするなど**可視化**
施設の特徴や対象年齢、様子や過ごし方など、イメージできる情報により「**行きたい**」と思う**動機づけ**

②利用しやすい居場所づくり

こども若者の**興味や関心、文化など**(ゲーム、スポーツ、音楽など)をきっかけとした居場所づくり
学校など**地域の人的ネットワークを活用**し、支援の必要なこどもに居場所の利用を促す
身近な場所に出向いての居場所(**アウトリーチ**)の開催など、移動にかかる負担等への配慮

③どんなこどももつながりやすい居場所づくり

様々な課題や事情、障がい、不登校など、居場所への**アクセスがしにくいこども**への配慮
オンラインの居場所の活用、ライフステージで切れ目なく居場所を持ち続けられる**居場所同士の連携**

～こどもにとってより良い居場所となる～

①安全・安心な居場所づくり

こども若者の個に応じて**配慮**しつつ、心身の**安全**が確保され、**安心**して過ごせる居場所づくり

②こどもとともにつくる居場所づくり

イベント企画や、居場所の運営ルール作成など、こども若者が**主体的に参画**、地域全体への波及

③どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくり

こどもの発達に欠かせない**遊びの保障**、多様な**体験機会の充実**、多様な人との**関係性の創出**

④居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり

地域の担い手によるネットワーク会議の定期開催など**連携の促進**、日常的な信頼関係の構築

⑤環境の変化に対応した居場所づくり

社会環境やニーズの変化に対応できるよう学び、居場所のあり方を**不断に見直し**

～こどもの居場所づくりを検証する～

Under Construction

○既に各地で多くの居場所が作られ、居場所の質と量の充実を図るうえで、取組みの検証は必要不可欠(一方でこの検証が、居場所の多様性や創造性を損なわないよう、十分留意が必要)

○現時点で効果的な評価指標などは定まっておらず、**今後の重要な検討課題**であり、調査研究や意見聴取などを推進

○居場所があることの効果や影響の研究も十分でなく、今後の知見の蓄積が必要

I はじめに

II 基本的事項

III 基本的な視点

IV 関係する者 の役割

V 推進体制など



IV 関係する者の役割

国

本指針の周知啓発、自治体の取組み支援
居場所づくりの評価指標の策定、事例収集、好事例の発信

県

管内の自治体の取組み支援
自治体間の連携、広域的なこどもの居場所づくり

市

管内の状況把握
こどもの居場所づくりの推進、必要に応じた中間支援組織の活用

民間団体

地域の実情に応じ、関係者と連携した取組み推進

地域住民

取組みへの関心と理解を深め、こどもの見守りなど自ら積極的に参加

学校

居場所の役割を認識
学校・家庭・地域の連携による安心して活動できる居場所づくり

企業

食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など

役割

こどもまんなかの居場所づくりの理念共有、関心と理解の促進、各役割の推進



- I はじめに
- II 基本的事項
- III 基本的な視点
- IV 関係する者の役割

V 推進体制など



○国の体制

- ▶こどもの居場所づくり施策を、**こども家庭庁**のリーダーシップのもと政府一体となって**強力に推進**
- ▶「**こども大綱**」へ反映
- ▶具体的施策の推進

○自治体の体制

- ▶**福祉部門と教育部門が連携**し、地域の実情に応じた関係者が**協力して推進**
- ▶こどもの居場所づくりを各自治体の「**こども計画**」に位置付け、計画的に推進

- 「こども家庭審議会」において、施策の実施状況や効果等を検証・評価
- 評価指標などを設定し、定期的に進捗をフォロー
- 取組状況などの把握、当事者の意見聴取を踏まえ、政策を検討
- 「こども大綱」とも連携を図り、概ね**5年後を目途**に本指針を**見直し**



こどもの居場所づくり指針の
要旨を紹介した資料です。

END

全文は、こども家庭庁HPを参照ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/>



高山市子育て支援課

☎ 0577-35-3140

✉ kosodateshien@city.takayama.lg.jp

